

(趣旨)

第1条 この規則は、大分市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成18年大分市条例第25号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公共の場所から除かれる場所)

第2条 条例第2条第4号の規則で定める場所は、次のとおりとする。

- (1) 国又は地方公共団体が設置する施設であって、その開館時間中において管理を行う者が常駐するもの
- (2) 自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車(同法第3条に規定する大型自動車二輪車、普通自動車二輪車及び小型特殊自動車を除く。)をいう。)の車内  
(強化区域標識等の設置)

第3条 市長は、条例第10条第1項の規定によりポイ捨て防止等強化区域(以下「強化区域」という。)を指定したときは、当該強化区域内に強化区域標識及び強化区域図を設置するものとする。

(強化区域の指定等の告示)

第4条 条例第10条第3項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 強化区域の名称
- (2) 強化区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する区域の範囲
- (3) 強化区域を指定し、若しくは変更し、又はその指定を解除する年月日  
(ポイ捨て防止等指導員)

第5条 たばこの吸い殻、空き缶等及び飼い犬のふんの散乱の防止並びに喫煙の制限に係る指導等に関する職務を行わせるため、環境部ごみ減量推進課にポイ捨て防止等指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、環境部ごみ減量推進課に所属する職員のうちから市長が任命する。

3 指導員は、第1項の職務に従事するときは、大分市ポイ捨て防止等指導員証(様式第1号)を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(平30規則8・一部改正)

(過料)

第6条 市長は、条例第16条の規定による過料の処分を行おうとするときは、告知・弁明書(様式第2号)により、あらかじめ告知し、及び弁明の機会を付与するものとする。

2 条例第16条に規定する過料の処分の決定に係る通知は、過料処分通知書(様式第3号)により行うものとする。

3 条例第16条の規定により科する過料の額は、2千円とする。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第6条の規定は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成28年規則第32号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。


附 則(平成30年規則第8号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号(第5条関係)

		第	号
 <p>(写真)</p>	大分市ポイ捨て防止等指導員証		
	所属		
	職		
氏名	年	月	日生
上記の者は、大分市ポイ捨て等の防止に関する条例施行規則第5条に規定するポイ捨て防止等指導員であることを証明する。			
		年	月 日
大分市長			印

様式第2号(第6条関係)

告 知 ・ 弁 明 書

氏 名	殿
住 所	
生年月日	年 月 日( 歳)
連絡先	自宅・勤務先 電話・携帯電話

大分市長



あなたがポイ捨て防止等強化区域内で行った次の行為は、大分市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成18年大分市条例第25号。以下「条例」という。)の規定に違反し、条例第16条に定める過料処分の対象となります。

行為の日時	年 月 日( 曜日) 時 分頃
行為の場所	大分市
行為の内容	<input type="checkbox"/> たばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨て(条例第6条) <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻 <input type="checkbox"/> 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器 <input type="checkbox"/> チューインガムのかみかす <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 包装紙 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/> 公共の場所における飼い犬のふんの未回収(条例第9条)
	<input type="checkbox"/> 公共の場所における喫煙(条例第11条)

弁 明	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。 <input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。 上記事実については <input type="checkbox"/> 覚えがありません。 <input type="checkbox"/> 誤りがあります。	
	署 名	

過 料 処 分 通 知 書

氏 名	殿
住 所	
生年月日	年 月 日( 歳)
連絡先	自宅・勤務先 電話・携帯電話

大分市長



あなたがポイ捨て防止等強化区域内で行った次の行為は、大分市ポイ捨て等の防止に関する条例(平成18年大分市条例第25号。以下「条例」という。)の規定に違反するため、条例第16条の規定により過料に処します。

行為の日時	年 月 日( 曜日) 時 分頃
行為の場所	大分市
行為の内容	<input type="checkbox"/> たばこの吸い殻及び空き缶等のポイ捨て(条例第6条) <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻 <input type="checkbox"/> 空き缶、空き瓶、ペットボトルその他の容器 <input type="checkbox"/> チューインガムのかみかす <input type="checkbox"/> 紙くず <input type="checkbox"/> 包装紙 <input type="checkbox"/> その他( )
	<input type="checkbox"/> 公共の場所における飼い犬のふんの未回収(条例第9条)
	<input type="checkbox"/> 公共の場所における喫煙(条例第11条)
過料の額	円

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大分市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に、大分市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

ただし、この処分があった日(審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があった日)の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をし、及び処分の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。